

ディスクロージャーポリシー

2018年2月13日

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーとの信頼関係を構築し、企業としての透明性を高めるため、財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報開示にも主体的に取り組み、正確で分かりやすく有用性の高い開示内容とする様努めます。

2. 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所が定める規則（以下「適時開示規則」という）に従い、適時適切を基本とした情報開示を行っております。

また、当社では、諸法令及び適時開示規則に該当しない情報でも、株主・投資家の皆様の投資判断に有益であると判断した会社情報については、適宜開示いたします。

3. 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報（以下「適時開示情報」）は、東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにて公開しております。また適時開示規則に該当しない情報についても、当社の Web サイトを含め、適切な方法により出来る限り正確かつ公平に開示してまいります。

従って、当社の開示情報を確認される場合は、適時開示情報閲覧サービスや、当社の Web サイト等を合わせてご覧いただくよう、お願いいたします。

4. サイレント期間について

情報開示の公平性を確保し、当社の業績に関する重要な情報が、決算発表前に漏洩することを防止するため、サイレント期間を設定しております。当社のサイレント期間は、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までの期間としております。この期間中は、決算についてのお問合せに対する回答を控えさせていただくほか、個別ミーティング・電話会議の実施や決算説明会の開催などを原則として行いません。ただし、サイレント期間内でも、適時開示規則において、開示が必要となる業績予想値の差異等が生じることが判明した場合は、速やかに開示いたします。

5. 将来の見通しについて

当社が情報開示する予想・見通しは、開示時点において入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、将来の計画数値、施策の実現を確約したり、保証したりするものではありません。今後のさまざまなリスクや不確定要素などの要因によって、実際の成果や業績は、予想・見通しとは差異が発生する可能性があることをご承知おきください。

6. 不明瞭な情報に対する対応

当社に関して流布されている噂や報道が資本市場に大きな影響を及ぼすと認められ、真偽を明らかにする必要があるときには、適時開示情報閲覧サービスや、当社の Web サイト等において、適切に情報を開示いたします。

7. 第三者への情報開示

当社は機関投資家・アナリスト等資本市場参加者との個別ミーティングでは既に公開された事実、周知の事実、あるいは一般的なビジネス環境等、限られた情報を基に当社の事業内容等について説明をしております。

なお、未公表の適時開示情報が、一部の資本市場参加者のみに選別的に開示されることのないよう、当該情報に関わる関係者に対し情報管理を徹底いたします。

8. 第三者による業績予想等について

第三者による当社に関するいかなる意見や推奨、業績予想等に対して、関与も支持もいたしません。ただし、著しい事実誤認や間違いがあれば、その旨指摘することがあります。

以 上